

令和 3 年度

(単位：円)

札幌市水道局

令和 3 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 : 上下水道料金オンラインシステム等運用保守業務
- 2 特 定 業 者 : 日本ユニシス株式会社 北海道支店
- 3 特 定 理 由 : 当業務は、上下水道料金業務を担う基幹オンラインシステム等を効率的かつ正常に運行させるために必要なものであり、安定した業務運用、万一障害が発生した場合には、迅速・確実な対応が求められる。
また、本システムは令和元年7月にサーバ機器更新（OS及びミドルウェア等の更新含む。）に伴うアプリケーションの移行を終えたシステムであり、大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解・把握が不可欠である。
上記業者は、本業務システムの製作者で、サーバ機器更新に伴うアプリケーション移行業務を実施しており、また、サーバ機器運用に係る基盤システムについて、これまでの豊富な運用実績から、本システムの情報資産、動作環境に精通している。
上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析・習得に膨大な作業量・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかであるから、上記業者に特定することとする。
- 4 根 拠 規 定 : 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号」に該当すると判断されるため。

令和 3 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 件 名 | 窓口オンラインシステム運用保守業務 |
| 2 | 特定業者 | 日本ユニシス株式会社 北海道支店 |
| 3 | 特定理由 | <p>当業務は、窓口業務を担う基幹オンラインシステム等を効率的かつ正常に運行させるために必要なものであり、安定した業務運用と、万一障害が発生した場合には、迅速で確実な対応が求められる。</p> <p>また、本システムは令和元年 9 月にサーバ機器更新（OS 及びミドルウェア等の更新含む。）に伴うアプリケーションの移行を終えたシステムであり、大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解・把握が不可欠である。</p> <p>上記業者は、サーバ機器更新に伴うアプリケーション移行業務を受託した業者であり、サーバ機器運用にかかる基盤システムについては、上記業者が著作権を有していること、これまでの豊富な運用実績をもっていることなどから、本システムの情報資産、動作環境に精通している。</p> <p>上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析、習得に膨大な作業・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかである。</p> <p>以上より、本システムの重要性・影響範囲の広さから、リスクを最小限に抑えることが必須であるため、上記業者に特定することとする。</p> |
| 4 | 根拠規定 | <p>地方公営企業法施行令 21 条の 14 第 1 項 2 号</p> <p>「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。</p> |

令和 3 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 新設登録・給水装置情報登録業務（東区・白石区・厚別区）
- 2 業 者 名 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
- 3 特 定 理 由

本業務は、新たな給水装置が設置された際に、給水装置及び使用者情報等の現地調査を行い、お客さま番号を付番した初期データに調査情報を加えて基幹システムに登録する業務と登録後の情報更新に係る各種データの登録業務である。

本業務は、効率的なメーター検針となるよう適切に給水装置情報及び建物情報を登録することや新設工事で使用した水量の料金精算に関する説明及び届出受理など、料金調定を含む様々な知識が必要であり、それらを基に検針業務を行っていることから正確かつ迅速な業務履行が求められる。

上記事業者は、当該地区の検針を受託しているため、料金調定に係る建物情報の調査及び登録が一元的に管理に出来ることや、現地の再確認が必要な場合も当該地区に事務所があることから合理的かつ効果的に履行できる唯一の事業者である。
- 4 根拠規程 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

令和 3 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 新設登録・給水装置情報登録業務（豊平区・清田区）
- 2 業 者 名 株式会社日本ウォーターテックス
- 3 特 定 理 由

本業務は、新たな給水装置が設置された際に、給水装置及び使用者情報等の現地調査を行い、お客さま番号を付番した初期データに調査情報を加えて基幹システムに登録する業務と登録後の情報更新に係る各種データの登録業務である。

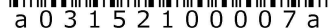
本業務は、効率的なメーター検針となるよう適切に給水装置情報及び建物情報を登録することや、新設工事で使用した水量の料金精算に関する説明及び届出受理など、料金調定を含む様々な知識が必要であり、それらを基に検針業務を行っていることから正確かつ迅速な業務履行が求められる。

上記事業者は、当該地区の検針を受託しているため、料金調定に係る建物情報の調査及び登録が一元的に管理にできることや、現地の再確認が必要な場合も当該地区に事務所があることから合理的かつ効果的に履行できる唯一の事業者である。
- 4 根拠規程 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

令和 3 年度

(単位：円)

(備考)



業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 新設登録・給水装置情報登録業務
(中央区・南区・北区・西区・手稲区)
- 2 業 者 名 北ガスサービス株式会社
- 3 特 定 理 由 本業務は、新たな給水装置が設置された際に、給水装置及び使用者情報等の現地調査を行い、お客さま番号を付番した初期データに調査情報を加えて基幹システムに登録する業務と登録後の情報更新に係る各種データの登録業務である。
本業務は、効率的なメーター検針となるよう適切に給水装置情報及び建物情報を登録することや、新設工事で使用した水量の料金精算に関する説明及び届出受理など、料金調定を含む様々な知識が必要であり、それらを基に検針業務を行っていることから正確かつ迅速な業務履行が求められる。
上記事業者は、当該地区の検針を受託しているため、料金調定に係る建物情報の調査及び登録が一元的に管理にできることや、現地の再確認が必要な場合も当該地区に事務所があることから合理的かつ効果的に履行できる唯一の事業者である。
- 4 根拠規程 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。